**群馬県地域密着型子どもの救急啓発事業実施要領**

**１　事業目的**

　　本事業は、小児急病時の保護者の不安を軽減するとともに、症状に応じた適正な受診を促すことにより、安定した小児救急医療体制の確保を図ることを目的とする。

**２　事業内容**

　　本事業は、乳幼児の保護者、子育てを支援する者、地域住民等を対象として、次のいずれか、又は両方の内容を含む講習会を実施するものとする。

（１）小児科医を講師とした、小児の急病時の対応方法等についての講習

（２）地域の小児医療を主に支える小児科医を講師とした、当該地域における小児医療の現状についての情報提供

**３　実施方法**

　　本事業は、次のいずれかの方法により実施する。

（１）県（知事又は保健福祉事務所長若しくは他の地域機関の長）による実施

（２）団体（地域の子育て支援活動を行う団体・サークル、特定非営利活動法人、保育所、医療機関、医師会、市町村又はその他の団体）への委託による実施

**４　委託方法**

　　本事業を団体に委託する場合は、次の手順によるものとする。

（１）知事は、事業の仕様を定めた上で、各保健福祉事務所、各市町村及びその他関係機関への通知、並びに県ホームページへの掲載等の方法により、事業の実施計画を公募する。

（２）事業の実施を希望する団体は、知事が別途定める期限までに実施計画書（様式第１号）を知事あて提出し、知事は、提出された実施計画書の内容を審査の上、予算の範囲内で事業の全体計画（採用する実施計画）を決定する。

（３）知事は、全体計画に基づく事業を実施できる団体を指名し、委託事業者を決定する。知事と委託事業者は、業務委託契約書（様式第２号）により契約を締結する。

（４）委託事業者は、事業を完了したときは、業務委託契約書の定めにより、実績報告書（様式第３号）を知事あて提出する。

**５　その他**

本要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附　則

　この要領は、平成２７年６月１９日から施行し、群馬県地域密着型子どもの救急啓発事業委託実施要綱は廃止する。

　この要領は、平成２９年５月２６日から施行する。

　この要領は、令和４年５月２６日から施行する。

　この要領は、令和５年８月１４日から施行する。

（様式第１号）

令和　　年　　月　　日

　群馬県知事　　あて

所　在　地

団　体　名

代表者氏名

**令和　　年度「群馬県地域密着型子どもの救急啓発事業」実施計画書**

このことについて、関係書類を添付して、次のとおり提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| **事業の名称** |  |
| **委託費所要額** |  金 　 　　　　　 円 |
| **事業内容** | （実施日程、場所、参加者、具体的な内容等）※別紙でも可 |
| **開催方法** | （オンライン開催、対面開催、ハイブリット型などの開催方法） |
| **運営方法** | （主催者の構成（共催の場合）、他団体との連携の状況等） ※別紙でも可 |
| **連絡担当者** | 氏名連絡先住所電話番号Ｅメール |
|

　（添付資料）　１　所要額調書（様式１－①）

２　団体の概況調書（様式１－②）※団体が市町村である場合は添付不要

　　　　　　　　３　課税（免税）事業者届出書（様式１－③Ａ又は１－③Ｂのどちらか）

（様式１－①）

**所　要　額　調　書**

**１　収　入**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項　　目** | **収入予定額** | **内　訳（収入内容、積算内訳等）** |
| **県からの委託費****（委託費所要額）** | 円 |  |
| **その他の収入****（寄附金・参加費等）** | 円 |  |
| **合　　計** | 円 | （※支出欄の合計と同じ） |
|

**２　支　出**（行が足りない場合は、別紙でも可）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項　　目** | **支出予定額** | **内　訳（支出内容、積算内訳等）** |
|  | 円 |  |
| **合　　計** | 　　　　　　　　　円 | （※収入欄の合計と同じ） |
|

（様式１－②）

**団　体　の　概　況　調　書**

|  |  |
| --- | --- |
| **団体名** |  |
| **代表者氏名** |  |
| **所在地又は****代表者の住所等** | 〒 |
| TEL　　　　　　　　　　　　　　　FAX |
| **設立日** | 　　　　　　年　　　　　月　　　　　日 | **会 員 数** |  　 人 |
| **主　　　　　な****活動内容** |  |
| **過去の主な活動実績** |  |
| **その他特記事項** |  |
|

　（注）団体の概況が分かるように、以下の書類を添付してください。（様式は任意）

　　　１　団体の定款、規約、会則等

　　　２　団体の構成員名簿

　　　３　直近の予算書・決算書、その他活動状況が分かる資料等

（様式１－③Ａ）

課 税 事 業 者 届 出 書

令和　　年 月 日

 契約担当者　　あて

 　　住 所

 　氏 名

 下記の期間については、消費税法の課税事業者（同法第９条第１項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者以外の者）であるので、その旨届出します。

記

 課税期間 自 年 月 日

 至 年 月 日

 課税期間 自 年 月 日

 （予定） 至 年 月 日

（注）契約期間が課税期間を超える場合には、課税期間(予定)を記入すること。

（様式１－③Ｂ）

免 税 事 業 者 届 出 書

令和　　年 月 日

 契約担当者　　あて

 　　住 所

 　氏 名

 下記の期間については、消費税法の免税事業者（同法第９条第１項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者）であるので、その旨届出します。

記

 　免税期間 自 年 月 日

 至 年 月 日

 　免税期間 自 年 月 日

 　（予定） 至 年 月 日

（注）契約期間が免税期間を超える場合には、免税期間(予定)を記入すること。

（様式第２号）

**業務委託契約書**

　群馬県知事　山本　一太（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、群馬県地域密着型子どもの救急啓発事業について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第１条　甲は、群馬県地域密着型子どもの救急啓発事業（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第２条　この契約による委託期間は、令和＿＿年＿＿月＿＿日から令和＿＿年＿＿月＿＿日までとする。

（委託料）

第３条　委託料は、金＿＿＿＿＿＿＿円とする。

　　　　（うち消費税及び地方消費税の額は、金＿＿＿＿＿＿＿円）

（実績報告及び検査）

第４条　乙は、業務完了後３０日または３月３１日のいずれか早い日までに委託業務に関する実績報告書を甲に提出するものとする｡

２　甲は、前項の実績報告書を受理した日から１０日以内に、委託業務の実績について検査を行うものとする。

（委託料の支払）

第５条　乙は、前条第２項の検査に合格したときは、委託料請求書を甲に提出するものとする。ただし、乙は、委託料の前金払を受けなければ委託業務の実施に支障がある場合には、理由を付して前金払を請求できるものとする。

２　甲は、前項の委託料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から３０日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第６条　甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託業務の処理方法）

第７条　乙は、群馬県地域密着型子どもの救急啓発事業仕様書により、契約の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を実施するものとする。

（実施計画書）

第８条　乙は、実施計画書を作成し、この契約締結後速やかに甲に提出してその承認を受けなければならない。

（従事者）

第９条　乙は、委託業務を行うに当たり、委託業務に直接従事させる者（以下「従事者」という。）の名簿を甲に提出しなければならない。提出後異動があったときも、同様とする。

（責任者の選任）

第１０条　乙は、従事者を指揮監督するため、責任者を置かなければならない。

（物品及び費用の負担区分）

第１１条　委託業務の実施に要する物品及び費用は、すべて乙の負担とする。

（臨機の措置）

第１２条　甲は、委託業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の措置をとることを求めることができる。

２　乙は、甲の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

（調査等）

第１３条　甲は、乙の委託業務の処置状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

（再委託の禁止）

第１４条　乙は、委託業務を自ら行うものとし、他の者にその実施を再委託することができない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（個人情報の取扱い）

第１５条　乙は、委託事務の実施により知り得た個人情報の取扱いについては、別記個人情報取扱特記事項に従い、万全の注意を払うように努めなければならない。

２　乙は、従事者が、委託事務の実施により知り得た個人情報を不正に提供又は盗用したときは、群馬県個人情報保護条例第３７条及び第３８条により処罰されることがある。

（解除等）

第１６条　甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

（１）乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

（２）乙の委託業務の処理が不適当と甲が認めたとき。

（３）乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。

（４）乙が甲との契約に係る業務の遂行に当たり必要な契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず同契約等を解除しなかったとき。

（５）乙がその他この契約書の条項に違反したとき。

２　甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に対し違約金として契約金額の１００分の１０に相当する額の支払いを求めることができる。

３　甲は、第１項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

（違約金等の遅延利息）

第１７条　乙が、前条第２項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５％の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団等による不当介入があった場合の届出義務）

第１８条　乙は、甲との契約に係る業務の遂行に当たって不当要求行為（暴力団員等からの不当な要求行為）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

（損害賠償）

第１９条　乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

（契約の費用）

第２０条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（合意管轄）

第２１条　本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、前橋簡易裁判所または前橋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（信義則）

第２２条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義等の決定）

第２３条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則（平成３年群馬県規則第１８号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協義して定めるものとする。

　上記契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

　令和５年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　甲

群馬県前橋市大手町１－１－１

群馬県知事　山本　一太　　印

　　　　　　　　　　　　　乙

住所

氏名　　　　　　　　　　　印

別　記

令和５年度版の特記事項に修正

**個人情報取扱特記事項**

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（取得の制限）

第３　乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

第４　乙は、甲の指示があるときを除き、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第５　乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定等）

第６　乙は、乙の事業所において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

２　乙は甲が承諾したときを除き、前項の作業場所から、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

３　乙が個人番号利用事務等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）第１０条第１項）の委託を受けている場合においては、乙は、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報（番号法第２条第８項）。以下同じ。）を取り扱うことができる従事者及びその権限をあらかじめ明確に定めた上で、甲に書面により報告するものとする。

（複写又は複製の禁止）

第７　乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第８　乙は、書面による甲の許諾を得たときを除き、この契約による個人情報取扱事務について、第三者にその処理を委託（委託先が乙の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）してはならない。

２　乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による個人情報取扱事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

３　前項の場合、乙は、再委託の相手方がこの契約に基づく一切の義務を遵守するよう監督するとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

４　乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による個人情報取扱事務を再委託する場合には、乙及び当該第三者がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、当該第三者と約定しなければならない。

５　前４項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

（資料等の返還等）

第９　乙は、甲が別に指示したときを除き、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

　　なお、法令等の規定により、保存期間が定められているものについては、当該保存期間終了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

２　乙は、甲の指示により個人情報が記録された資料等を削除又は廃棄する場合には、資料の溶解等復元できない手段で確実に廃棄等するとともに、廃棄等したことについて遅滞なく甲に書面により報告するものとする。

（従事者への周知及び監督等）

第１０　乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）により罰則（個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、さらに番号法第９章に定める罰則）が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなくてはならない。

２　乙が個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、乙は前項に加え、番号法・ガイドライン（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成２６年特定個人情報保護委員会告示第６号））その他の規定により義務づけられている安全管理措置を図るため、従事者に対する監督・教育を行わなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

第１１　乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第２に準ずるものとする。

２　乙は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

（立入調査等）

第１２　甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理及び再委託先の監督の状況について随時調査し、又は定期的な報告を求めることができる。

２　乙が個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、乙は、特定個人情報の取扱い状況について管理台帳を作成し、この特記事項の遵守状況とともに、少なくとも半年に一度、甲に報告しなければならない。

（事故報告）

第１３　乙は、この契約による業務に関して個人情報の漏えい、滅失及びき損等個人情報の適正な管理に反する事故・事件が発生した場合は、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、書面により甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（契約の解除）

第１４　甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

２　乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第１５　乙がこの特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

（様式第３号）

令和　　年　　月　　日

　群馬県知事　　あて

所　在　地

団　体　名

代表者氏名

**令和　　年度「群馬県地域密着型子どもの救急啓発事業」実績報告書**

このことについて、関係書類を添付して、次のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| **事業の名称** |  |
| **事業内容** | （実施日程、場所、参加者、具体的な内容等）※別紙でも可 |
| **開催方法** | （オンライン開催、対面開催、ハイブリット型などの開催方法） |
| **運営方法** | （主催者の構成（共催の場合）、他団体との連携の状況等） ※別紙でも可 |
| **連絡担当者** | 氏名連絡先住所電話番号ＦＡＸＥメール |
|

（添付資料）　講習テキスト、記録写真、アンケートを実施した場合はその結果、

その他実施状況が分かる資料